

白井市教育委員会会議録

○会議日程

平成31年3月5日（火）

白井市役所東庁舎3階会議室302

1. 教育長開会宣言
2. 会議録署名人の指名
3. 前回会議録の承認
4. 委員報告
5. 教育長報告
6. 議決事項

議案第1号 白井市スポーツ推進委員の委嘱について

議案第2号 白井市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則の制定について

議案第3号 白井市就学援助費支給規則の一部を改正する規則の制定について

議案第4号 白井市文化団体協議会の主催事業に係る文化会館の予約及び施設使用料の取扱いについて

議案第5号 白井市優良児童・生徒表彰の推薦について

7. 報告事項

報告第1号 白井市学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について

報告第2号 準要保護児童・生徒の認定に係る報告について

報告第3号 代理処分について

8. その他

○出席委員等

教育長	井上 功
委員	小林 正継
委員	川嶋 之絵
委員	高倉 聡子
委員	齊藤 豊

○欠席委員等

なし

○出席職員

教育部長	吉田 文江
教育部参事	小泉 淳一
教育総務課長	岡本 和哉
生涯学習課長	石戸 啓夫
文化センター長	川上 清美

書 記 山本 麻奈美

書 記 中村 秀樹

午後2時00分 開 会

○教育長開会宣言

- 井上教育長 これから、平成31年第3回白井市教育委員会定例会を開会いたします。
本日の出席委員は4名です。教育長の私を合わせると、本日の出席は5名となります。
議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

○会議録署名人の指名

- 井上教育長 2番、会議録署名人の指名をいたします。
小林委員と高倉委員に署名をお願いいたします。

○前回会議録の承認

- 井上教育長 3番、前回会議録の承認。
前回の会議録の承認を行います。修正などがありましたらお願いいたします。
○高倉委員 2点修正がありますので、事務局にお伝えしておきます。
○井上教育長 高倉委員から後で修正があります。
ほかにごございますでしょうか。

[「なし」と言う者あり]

○委員報告

- 井上教育長 それでは、4番、委員報告。
委員報告を行います。各委員からお願いします。
○川嶋委員 2月12日に白井市学校給食センターの内覧会へ行ってまいりました。学校給食センターの移設建てかえに至るまでは、たくさんの方々の努力や苦労や御理解があつて、その経緯を思いますと感慨深いものがありました。たびたび会議や話し合いを重ねてきたり、また、学校給食共同調理場運営委員会の方々と近隣の給食センターへ視察に行ってきたり、あと試食会に参加されたことも懐かしく思い出されました。
今回、新しいセンターを見学し、細部にさまざまな白井らしさが取り入れられているのが、個人的には興味深く、梨のモチーフや梨カラーが要所に配置されていたり、新しい食器には、なし坊ファミリーと白井の特産品がかわいくプリントされていました。また、省エネ機器を取り入れた環境への配慮や働きやすい環境も整っていると感じました。そして、白井の中心、拠点であることから、災害発生時の対応にも期待できるなと思いました。炊飯室というのができましたので、炊きたての御飯の提供も大変魅力的です。4月から児童・生徒がさらに安全でおいしくなった給食を食べて、午後の授業の活力につながればと思います。あわせて、残食ゼロを目指して食育にも取り組んでいただきたいと希望いたします。以上です。
○井上教育長 ほかにございますでしょうか。
○高倉委員 2月26日に文科省で行われました市町村教育委員会研究協議会に行つてまいりました。

こちら大講義とその後、分科会に分かれての2部構成になっておりまして、私、第1分科会の新教育委員会制度を通じた教育委員会、運営の活性化についてというテーマで参加してまいりました。このテーマには28名の参加がありまして、全部を四つに分け、それぞれ地域もばらばらな教育委員さんたちとの話ができました。

私がいたチームには、大きいところでは20万の市、それから町、白井市と同じ規模の町、市というところもあって、規模に応じて、地域に応じて、いろいろな取り組みの話聞くことができました。

中でも、大きくテーマは二つで、まずは各市町村での教育委員会の会議もしくは教育会議の持ち方について、どんなふうにやっていますかという意見交換をした上で、2回目のテーマとして文科省のコーディネーターから出たのが、働き方改革ということでした。今回、全体の会議の中でも触れられた点なのですが、これについて各教育委員会でどのように取り組んでいるかという話になりました。大きなところでは、やはりタイムカードの導入をしている、業務の洗い出しをしている等のいろいろな事例が出されまして、まだ規模の小さいところではそこまでいっていないというところで、取り組み状況にも差が出ているところではありましたが、ただ、全体の流れとしては、やはりこれはもう待ったなしで取り組むべきという問題意識は、場所や規模にかかわらず、教育委員全員が共有しているという感触でした。

中でも、グループディスカッションがメインだったのですが、コーディネーターの文科省の方が結構、本音のところでお話しいただいて、文部省として今回、ここ数年、残業時間がすごく、先生たちが大変だと、ひいてはマスコミでブラックだと言われる事態になるデータを発表したのも、非常に内部ではためらいがあって、そんなことをすれば教員の魅力がなくなると、そんなところで働きたくないと、若い人に対してマイナスじゃないかという議論も内部で随分あったそうです。それを押し切っても、やはりこれを出さないと、データベースで話をしないと進まないという危機感で出しましたということは文科省の方おっしゃっていました。

なぜかという、文科省は20年以上財務省と闘っていますとおっしゃったのですけれども、とにかく人を本当にふやしてほしいとずっと文科省は言っているのだけれども、財務省はもちろんそんなにお金を出したくない、どこに対してもですけれども、出したくないというところで、その大変さとか、何が大変ってその精神論や負担感と言っても仕方がないので、データベースで言うと。かつ、文科省側も、何が本当に大変なのか、もしくは大変なのは、本当はやらなくてもいい、もしくは学校が荷を背負いすぎているところがあって、そこを文科省、学校サイドで改善していくということを平行して、もっと財源を確保したいという戦略的な考えがおありのようでした。そういう話は初めて聞いたので、なるほどなと思いましたし、何より現場の負担感が減ることを目指したいと私も思っています。

他市の教育委員さんで元校長先生だった方で、別に残業時間がどうか、もちろん多いのはよくはないのですけれども、先生方にやりがいを感じさせられるようにと、授業の改善の実感が教育にとってのモチベーションなんだと。そういうことをいきいきプロジェクトというテーマでやってらっしゃるそうなので、単純に働き方改革、とにかく残業時間を減らせではなくて、プラスのところを強化していきたいというお話もありました。いろいろと刺激のある会で、年に1回ですけれども、毎回勉強させていただいております。以上です。

○井上教育長 ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○井上教育長 では、ありがとうございました。

○教育長報告

○井上教育長 続きまして、5番、教育長報告を行います。

私も2月12日には、新しい給食センターの内覧会に参加いたしました。

2月16日土曜日に社会福祉大会に参加いたしました。

2月23日土曜日には、市内の中学校の野球大会の開会式に出席いたしました。これは市の商工会で主催していただいている大会で、市内の野球大会なのですけれども、今年度は4校の参加ということで、実は桜台中が部員が少なくなり、現在は野球部は活動していないということで、4校での大会がございました。

それから、2月23日、同じ日ですけれども、白井市民大学の卒業式に参加いたしました。

2月24日日曜日には、なし坊ホールで行われましたふるさと大使ライブを見学させていただきました。ふるさと大使ライブ、今回で4回目か5回目だと思いますけれども、今までで最高の客の入りで、2階もたくさん入っていて大変好評だったと感じました。漫才なんかはかなり私は楽しかったなと思っています。

最後に、2月28日に市内小中学校PTA連絡協議会からの要望書に対する回答会が市役所で行われました。これは、市P連が市内の通学路の点検を夏の間にしていて、その結果を踏まえて、こういうところは道路整備をしてほしい、ここには信号をつけていただきたい、ここには路面に掲示をしていただきたいなどの要望を子供たちの安全のために出されていることに対し、市側からは、教育委員会、道路課等を中心に、どのように対応したかということに対する回答する会になっております。これも3回、4回目ぐらい行われておりますけれども、具体的に実際にこれをやったということをスライド等を使って説明ができておりましたので、市P連の方々もある程度御理解いただけたかなと思っています。

ただ、長年改善できないところもありまして、主にこれは白井中学区に多いのですけれども、学区が広く、改善できていないところもありましたので、今後の市行政の課題であるなと思っています。以上です。それでは、今の委員報告、教育長報告につきまして、御質問がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○非公開案件について

○井上教育長 それでは、続きまして、本日の非公開案件についてお諮りします。

まず、議案第5号 白井市優良児童・生徒表彰の推薦につきまして、これは前回行ったものの追加分でございます。それから、報告第2号 準要保護児童・生徒の認定に係る報告について及び報告第3号 代理処分について、これは白井市情報公開条例第9条第1項第1号の個人に関する案件であるため、非公開がよろしいと思っておりますけれどもいかがでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○井上教育長 それでは、議案第5号、報告第2号及び報告第3号につきましては、非公開とさせて

いただきます。

これから議事に入ります。公開案件から先に行います。

本日の議事の進行につきましては、白井市教育委員会会議規則第29条の規定により、川嶋委員を指名したいと思います。

6の議決事項、7、報告事項に係る議事の進行についてよろしくお願いいたします。

○川嶋委員 ただいま教育長より指名されました川嶋でございます。

これより6、議決事項、7、報告事項に係る議事の進行を行いますので、御協力をお願いします。

議案第1号 「白井市スポーツ推進委員の委嘱について」

○川嶋委員 6、議決事項。

最初に、6の議決事項についてお願いします。

議案第1号 「白井市スポーツ推進委員の委嘱について」説明をお願いします。

○石戸生涯学習課長 議案第1号 「白井市スポーツ推進委員の委嘱について」御説明いたします。

白井市スポーツ推進委員の委嘱について、スポーツ基本法第32条第1項及び白井市スポーツ推進委員に関する規則第4条第3項の規定により、白井市スポーツ推進委員を委嘱する。提案理由、本案は、現スポーツ推進委員の任期が満了を迎えるため、別添のとおり張貝正夫ほか21名を委嘱するものです。裏面をごらんください。別添資料となっております。

1、白井市スポーツ推進委員の委嘱該当者の表題の名簿のとおり、男性12名、女性10名の計22名となります。平均年齢は62.18歳となります。

2の委嘱期間のとおり、新たな任期は平成31年4月1日から平成33年3月31日までの2年間となります。以上でございます。

○川嶋委員 ありがとうございます。

議案第1号について、御質問等がありましたらお願いします。

○齊藤委員 ちょっと勉強不足で申しわけないのですが、この方々をこれから2年間委嘱されるわけですが、経験年数を見ると、32年とか20年とか長くやられていると思うのですが、定年とかそういうことはないのですか。

○石戸生涯学習課長 特に定年というものは設けておりません。

○齊藤委員 そしたら、ずっと健康な状態で続けていかれるということでしょうかね。

○石戸生涯学習課長 2年に1度委嘱がありますので、そのときにお願いして、御本人のほうで引き受けていただける限りはやっていただいているという形になりますので、健康であればできるという形になっております。

○齊藤委員 ありがとうございます。

○川嶋委員 ほかにございますか。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○川嶋委員 御意見等がないようですので、議案第1号についてお諮りします。

議案第1号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○川嶋委員 それでは、議案第1号は原案のとおり決定します。

議案第2号 「白井市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則の制定について」

○川嶋委員 続きまして、議案第2号 「白井市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いします。

○吉田教育部長 それでは、議案第2号 「白井市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則の制定について」御説明いたします。

本案は、これまで学校経由で保護者に支給していた特別支援教育就学奨励費を保護者への直接支給へ変更するものです。経緯については、特別支援教育就学奨励費の支給事務が、学校において多忙化の一因になっていること、また、保護者へ支給するまでの間、一時的でも学校に現金を留保することになるなど、不祥事防止の観点からも支給方法の変更が必要となったことによるものでございます。

1ページを御覧ください。

資料といたしまして、白井市特別支援教育就学奨励費支給規則の新旧対照表、これについては2ページでございます。あわせて御覧いただきたいと思っております。

1ページに戻りまして、白井市特別支援教育就学奨励費支給規則（平成26号教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項を削る。

第8条中「別記第7号様式」を「別記第6号様式」に、また「別記第8号様式」を「別記第7号様式」に、「別記第9号様式」を「別記第8号様式」に、最後に「別記第10号様式」を「別記第9号様式」に改める。

続きまして、第9条第1項を次のように改めます。

就学奨励費は、口座振替依頼書兼同意書（別記第10号様式）により、受給者に支給するものとする。ただし、白井市立桜台小学校及び桜台中学校の学校給食費は学校に直接支払うものとする。第9条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2項、前項の規定にかかわらず、学校が徴収する教材費、校外活動費等に未納が生じた場合は、校長からの報告によりその内容を確認し、口座振替依頼書兼同意書による申請者からの同意に基づき当該就学援助費を校長の口座に振り込むことができる。第10条第1項中「第6条第3項の規定により」を「前条第2項の同意に基づく」に改める。

別記第1号様式及び別記第10号様式を次のように改める。

新旧様式等については、3ページ、4ページを御覧ください。

別紙第1号様式は、様式変更となります新旧を御覧ください。

また、5ページの別記第10号様式、口座振替依頼書兼同意書は、保護者への直接支給に伴い作成した様式となります。

附則、この規則は、平成31年4月1日から施行する。

内容については、以上でございます。

○川嶋委員 ありがとうございました。

それでは、議案第2号について、御質問等ありましたらお願いします。

○高倉委員 9条2項について教えてください。まず現状は、未納が生じた場合は、校長先生からその該当者に就学援助費を渡すときに、任意にそれを未納の分に充ててもらおうというような運用がなされているのか。今回改正の9条2項は、万一未納が生じた場合には、学校校長に直接振り込みという形で、やはりその未納金の回収に充てることを考えての措置なのか、2点教えていただけますか。

○吉田教育部長 まず、初めの御質問ですけれども、未納につきましては、各学校ごとに現在振り込みをしておりますので、その中で、学校の調整方法で保護者の方に対してお話をしているところがございます。この改定に伴いまして、事務の先生方の事務担当者会議を毎月行っております。その場でもいろいろな御意見等をいただきました。また、それをあわせて校長先生方にもお話をしまして、やはり未納になった場合ですよ、そこの部分で心配なところもあるということで、今回、保護者に直接振り込みするわけですが、未納の保護者の方に対しては対応することで話し合いを進めてまいりました。以上でございます。

○川嶋委員 ほかにはよろしいでしょうか。

○井上教育長 確認です。1ページと2ページの9条の条文が違うので、これは1ページが正しいということでしょうか。

○吉田教育部長 この1ページをもとにして見ていただいて、新旧対照表については、再度こちらで確認いたします。申しわけございません。

○井上教育長 1ページが正しいということで。

○吉田教育部長 はい。

○川嶋委員 ほかにはございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○川嶋委員 それでは、ただいま教育長から御指摘ありました1ページが正しいということでしょうか、よろしくお願いいたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○川嶋委員 それでは、議案第2号は原案のとおり決定いたします。

議案第3号 「白井市就学援助費支給規則の一部を改正する規則の制定について」

○川嶋委員 続きまして、議案第3号 「白井市就学援助費支給規則の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いします。

○吉田教育部長 議案第3号 「白井市就学援助費支給規則の一部を改正する規則の制定について」御説明をいたします。

本案は、これまで学校経由で保護者に支給していた就学援助費を保護者への直接支給へ変更するものでございます。経緯については、就学援助費の支給事務が、特別支援教育就学奨励費と同様に、学校において多忙化の一因になっていること、また保護者へ支給するまでの間、一時的でも学校に現金を留保することになるなど、不祥事防止等の観点からも支給方法の変更が必要となったことによるものでございます。

資料の2枚目をごらんください。

白井市就学援助費支給規則の新旧対照表をつけておりますので、あわせて御覧いただきたいと思い

ます。

1枚目に戻りまして、白井市就学援助費支給規則（平成26年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正します。

第6条第4項を削る。

第8条第1項中「別記第5号様式」を「別記第4号様式」に改め、同条第2号中「、通学費の支給を受けようとするときは」を削り、「別記第6号様式」を「別記第5号様式」に改める。

第9条第1項中「、金銭又は現物により、校長を経由して」を「（医療費及び学校給食費を除く。）は、口座振込依頼書兼同意書（別記第6号様式）により」に改め、同項第1号を次のように改める。

（1）学校給食費は、白井市学校給食センターまたは白井市立桜台小学校もしくは桜台中学校に教育委員会から直接支払うものとする。

第9条第2項中「別記第7号様式」を「別記第6号様式」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2項、前項の規定にかかわらず、学校が徴収する教材費、校外活動費等に未納が生じた場合は、校長からの報告によりその内容を確認し、口座振替依頼書兼同意書による受給者からの同意に基づき当該就学援助費を校長の口座に振り込むことができる。

第10条第1項中「受給者の児童生徒ごとに就学援助費の支給状況を記録し、当該年度の就学援助費の支給が完了したときは」を「前条第2項の規定により校長の口座に振り込まれた就学援助費の支給について」に改め、同条第2項中「第6条第4項の規定により」を「前条第2項の同意に基づき」に改める。

別記第1号様式及び別記第6号様式を次のように改める。

新旧の様式等については、3枚目以降を御覧ください。

別紙第1号様式は、一部様式を変更いたしました。新旧対照表で御確認ください。

また、最後に添付しました別記第6号様式、口座振替依頼書兼同意書は、保護者への直接支給に伴い作成した様式となります。

附則、この規則は、平成31年4月1日から施行するものでございます。

内容については、以上でございます。

○川嶋委員 ありがとうございます。

議案第3号について、御質問等がありましたらお願いします。

ご意見等ありませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○川嶋委員 ないようですので、議案第3号についてお諮りします。

議案第3号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○川嶋委員 それでは、議案第3号は原案のとおり決定します。

議案第4号 「白井市文化団体協議会の主催事業に係る文化会館の予約及び施設使用料の減免の取り扱いについて」

○川嶋委員 続きまして、議案第4号 「白井市文化団体協議会の主催事業に係る文化会館の予約及

び施設使用料の減免の取り扱いについて」説明をお願いします。

○石戸生涯学習課長 議案第4号 「白井市文化団体協議会の主催事業に係る文化会館の予約及び施設使用料の減免の取り扱いについて」御説明いたします。

白井市文化団体協議会の主催事業に係る文化会館の予約及び施設使用料の減免の取り扱いについて。

白井市文化団体協議会の主催事業に係る文化会館の予約及び使用料の減免の取り扱いについて、別紙のとおりとする。

本案は、白井市文化団体協議会が主催する事業における文化会館の施設利用に係る予約の優先及び使用料の減免について、別紙のとおり取り扱いたいので提案するものです。

裏面を御覧ください。

白井市文化団体協議会の主催事業に係る文化会館の予約及び施設使用料の減免の取り扱いについては、1、2で示すとおり、二つの取り扱いを行うものです。

一つ目は、文化芸術振興に資する公益的事業と認められ、白井市文化団体補助金交付要綱の補助対象となる事業で、広く市民の参加及び文化芸術の理解、啓発につながる事が期待される事業、資料、次頁になりますけれども、参考資料の1の①から⑧に該当する事業及び事業内容を協議する定期総会となります。これについては、白井市文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則第4条第3項及び第11条第1条第4号の規定に基づき、優先予約及び使用料の減免を行う。減免については5割という形です。

二つ目は、1の取り扱いについては、白井市文化団体協議会補助金交付要綱に合わせて期限を平成35年3月31日までとし、その際に見直しを図るという扱いになります。

白井市文化団体協議会、長いので、文団協と省略させていただきますが、文団協の主催事業に係る文化会館の予約及び施設使用料の減免は毎年行ってきておりまして、今年度までは10割減免という減免を適用していました。今回の内容は、減免率を5割にするというところが従来と異なる点です。これは市の施設の使用料の減免についての見直しで、先般、教育委員会の減免基準を定めた際に、公民館等を利用する際に5割減免とする団体として、文団協を位置づけました。そこで、文化会館の利用の際もこの基準と同じ減免率を適用し、わかりやすい統一基準と補助団体の公平化を図る考えに基づいて、5割という形に変更させていただくということで提案させていただきます。以上でございます。

○川嶋委員 ありがとうございます。

議案第4号について、御質問等がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○川嶋委員 よろしいでしょうか。御意見等がないようですので、議案第4号についてお諮りします。

議案第4号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○川嶋委員 それでは、議案第4号は原案のとおり決定します。

以上で、議決事項を終わります。

○報告第1号 「白井市学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について」

○川嶋委員 7、報告事項。

7の報告事項についてお願いします。

報告第1号 「白井市給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について」説明をお願いします。

○小泉教育部参事 それでは、白井市学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について。

報告第1号 「白井市学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について」御説明をいたします。

本報告は、白井市学校給食共同調理場運営委員会委員に欠員が生じたため、白井市学校給食共同調理場設置条例第4条第4項の規定により委嘱するものです。

裏面を御覧ください。

今回の委員の選出につきましては、学識経験を有する者として委嘱しておりました西印旛農業協同組合直販部長の人事異動に伴い、新たに直販部長、芦田茂志に委嘱したものです。

委員の任期につきましては、条例第4条第6項の規定により、平成31年1月25日から平成31年7月31日までの前任者の残留期間となります。以上でございます。

○川嶋委員 ありがとうございます。

報告第1号について、御質問等がありましたらお願いします。

ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○川嶋委員 御意見等がないようですので、報告第1号について終わります。

非公開案件 議案第5号 「白井市優良児童・生徒表彰の推薦について」

非公開案件 報告第2号 「準要保護児童・生徒の認定に係る報告について」

非公開案件 報告第3号 「代理処分について」

以上で、本日の議決事項及び報告事項に係る議事については終了いたしました。

これ以降の進行につきましては、井上教育長をお願いします。

それでは、井上教育長よろしくをお願いします。

○井上教育長 川嶋委員には、議事の進行を行っていただきましてありがとうございます。ここからは、公開になりますので、傍聴人は再度入れてください。

○その他

○井上教育長 それでは、ここからは私が進行させていただきます。

8番、その他に入ります。

ここでは、事前に教育委員より3件の御質問をいただいておりますので、これについて事務局より報告をいたします。

まず一つ目として、市内小中学校のICT化の現状につきまして。

○吉田教育部長 それでは、市内小中学校のICT化の現状についてということで、市内の状況と、あとICT機器を活用している学校での成果ということで御質問内容がございましたので、説明をさせていただきます。

まず最初に、本市の現状ですが、小学校においては、普通教室に40型から50型程度のテレビを整備

してありまして、校務用パソコンを接続して授業を行ったり、DVDなどの映像機材を使用したりできるようにしております。

パソコン教室には、パソコン各校35台、これは小学校です。プリンターを整備しているほかに、デジタルカメラ各校10台、それから、教材提示装置、実物投影機、各校1台、プロジェクター各校2台を導入しております。あわせて、契約の中でパソコン教室の指導に特化したICT支援員を各校に月2回程度派遣できる契約としてありまして、より効果的な授業ができるようにサポートをしております。

中学校におきましては、普通教室の大型テレビの整備はありませんが、平成29年度に移動式のテレビ台に備えつけた50型のテレビを5台ずつ整備いたしまして、授業で活用できるようにしております。パソコン教室には、パソコン各校40台、プリンターのほかに教材提示装置各校1台、文教用デジタルハイビジョンカメラ、持ち運びのできるカメラですね、それを本年度から各校3台ずつ設置しております。あとプロジェクター各校1台を整備している状況です。

なお、小中とも、市でICT支援員がおりますので、そちらも先生方の、また子供たちの支援に当たっているところです。

二つ目に、本市におけるICT化の今後の見通しということで、小学校に整備されている教育用コンピューターにつきましては、各学校35台となっております。38人学級で授業する際には、1人1台使用することができない状況もあります。したがって、平成32年度のパソコン教室機器更新の際には台数をふやすことを検討しております。

また、あわせて学習指導要領の改訂に伴いまして、効果的な学習を行うために必要となる機器の整備も今後検討してまいりたいと考えております。

最後に、本市におけるICT機器を活用した取り組み例ということですが、小中学校ともタブレットや、これは先生方の個人持ちになったりしますが、デジタルハイビジョンカメラでノートを撮影したり、それから、テレビに投影するなど、児童・生徒が視覚的に捉えられるよう工夫して授業を行っています。

児童・生徒は説明を黒板に書いたり、発表ボードに書いたりするときに比べ、見やすくまとめやすだけでなく、単元によっては、これによって時間の短縮を図られるため、児童・生徒の理解が深まるとともに、授業時間の有効活用にもつながっております。

また、わかりやすいノートの提示をすることは、思考の手助けやノート整理の習得等、学習意欲の向上に大きな効果を得ております。

また、体育科の授業では、修正点を確認する目的で、フォーム等を動画で撮影して、それを直接児童・生徒が見ることによって、子供たちの技能向上につながっているという効果もございます。以上でございます。

○井上教育長 以上、報告がありましたけれども、御質問等ありますでしょうか。

○小林委員 白井市が一生懸命に取り組んでいるということはわかりますし、私たちも以前と比べたらどんどん入ってきていると思うのですが、この間、研修に行ったときに、埼玉県と千葉県が、導入が一番低いレベルなのです。ですから、国とか県とかそういうところの補助とか、どうしてこういう結果になってしまうのか、そこがちょっと知りたいなと思ったのですが、何かそういう情報はありますか。

○吉田教育部長 詳しい情報についてはございませんが、確かに今委員さんがおっしゃるとおり、千葉県は下のほう、5番以内には入っているというような状況ではございます。補助金等あれば、また活用してはいきたいと考えておりますが、今後の課題として、新学習指導要領でも情報化の推進がありますので、検討する形で進めてまいりたいと思います。

○小林委員 それぞれの県で、あるいは自治体で一生懸命やっていると思うのですがけれども、自分たちが一生懸命やっている感覚と、全体のレベルといいますか、いつの間にかある県が進んでしまって、こちらの県はおくれるという、そんな結果になっちゃうのじゃないかという、そういう心配があったものですから聞きました。県とか国、県が努力しなきゃいけないのか、どこが努力しなきゃいけないのかわかりませんが、そういう自治体の差がこういうICTの技術というのは、あっという間に差が出てきてしまうと思いますので、その辺のところをちょっと考えていってほしいなと思いました。以上です。

○井上教育長 私からも、このことについてお話しさせていただきたいのですがけれども、実は私も、先月ICTに係る文科省の外郭団体がやっている研修会に参加させていただきました。

私個人としても、このICTというものが、今後の教育環境の非常に重要な要素であると認識していて、ICTを活用した授業効果、指導効果というのは、かなり可能性があると思っております。

ただし、当然皆さんもご存じのとおり、大きな予算がかかるわけですね。ですので、財政的な、簡単に言うと費用対効果というか、その成果を確実に残さなければ、やっぱりいけないので、残るとは思っていますけれども、その辺のところをしっかりと事前に研究して、次の白井市後期基本計画のときに同時につくる白井市教育振興基本計画の中にしっかりと盛り込んで、そこで重要性をしっかりと示して、進めていかなければならないなと思っています。

先進的な例としては、近隣では、東京都の麹町中が非常にすぐれていて、いずれ行ってみたいなどは思っているのですがけれども、全国でもトップクラス、学力向上という面でも大きな成果を上げていると。大きな意味での学力向上に結びつかないと、点数だけではなくて大きな意味の学力向上に、考える力であるとか創造する力であるとか結びつかないといけないので、ぜひ。

あと、戸田市も、埼玉県は全体としておけているのだけれども、戸田市は別格で進んでいるようですし、近隣では、柏市は県内で最も進んでいるほうですね、ICTにつきましては。この辺のところをしっかりと、次の教育振興基本計画の中に盛り込めるように、今年の中でしっかりと視察したり研究したりして踏み込んでいきたいなと考えているところです。

この件につきまして、ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○井上教育長 それでは、2番目に進みたいと思います。

二つ目は、市内小中学校現状についてということで、先日の野田市の事件を受けて、白井市としてということでございます。

○小泉教育部参事 それでは、野田市の虐待事件を受けて、国や県から白井市にも通達等が来ているかどうか。各学校に対して、虐待発見のために子供たちをよく観察するように等、改めて注意するように等の連絡があったのかどうかという御質問についてお答えいたします。

既にご存じのとおり、平成31年1月24日に、児童相談所で継続指導中であった県内4年生女子児童が亡くなるという大変痛ましい事件が発生いたしました。この件を受け、県より二つの文書が届いて

おります。

まず、2月1日付通知、児童相談所において継続指導中の児童生徒の安全確認について。

内容としましては、以前に配付された二つの文書、児童虐待に係る速やかな通告の一層の推進、児童虐待防止対策の強化、この二つの文書の確認と再点検を通知するものでした。

本市といたしましては、土日を挟んで2月5日の市校長会議におきまして、本通知を読み合わせながら、関係機関との連携を密にし、観察も含め、児童・生徒の安全確保の適切な対応について確認をしたところです。

続いて、2月14日には、国と県から児童虐待が疑われる事案にかかわる緊急点検についての依頼が来ております。

内容としましては、文部科学副大臣を主査とする千葉県野田市における小学4年生死亡事案に関するタスクフォース設置の周知と、虐待が疑われるケースについて、学校等関係機関の緊急点検についての依頼です。

現在、市内小中学校は、2月1日以降2月14日まで、一度も学校へ登校していない児童・生徒、主に長欠児童・生徒が対象となりますけれども、その点検を実施し、教育委員会が現在集約をしているところです。これまでも市教育委員会としましては、市内の学校へ、疑いがあった場合は関係機関へ通告することを周知しています。市教育委員会や市長部局の家庭児童相談室を通して児童相談所へ通告するという場合や、緊急性の高い事案は、即学校から児童相談所へ通告する場合もございます。

市教育委員会、家庭児童相談室、どちらに情報が入っても、虐待があるかもしれないという視点を持って、情報を必ず共有し、市の暴力対策ネットワーク会議や児童・生徒のケース会議には市教委も参加をしております。

昨日、県が主催し東葛地区で臨時の教育委員会校長会議が実施されております。他の地区でも同様の会議が予定されておりますが、ここまで通知をもとに確認できることは確認してきているという状況でございます。今後も学校関係機関とともに、児童・生徒の安全確保に努めてまいります。以上でございます。

○井上教育長 以上、報告がありましたけれども、御質問等がありましたらお願いします。

○齊藤委員 御説明ありがとうございました。昨今、マスコミ等がかなり騒いでいて、その野田の件もそうなのですけれども、私はちょっと勉強不足で申しわけないのですけれども、平成26年でしたか、滋賀の自殺の件、あの件が、裁判所でいじめが原因だという判決が出たというニュースも出ていました。そんな中で、滋賀の件につきましても、学校側としては、自殺の原因はいじめとは関係ないというような見解の記事だったかなと思うのですけれども、結果的に裁判所の司法では、それを因果関係があったというような、損害賠償の請求も来たという判決だったと思います。

あとは野田の件につきましても、最終的に教育委員会の課長が、アンケート用紙を父親に渡してしまったというような記事もあったと思います。

そんなことを受けまして、今、本当にこの白井市の現状、ほかの市もそうなのですけれども、白井市の現状が他人事ではなく、帯を締めていかないと、対岸の火事ではないというようなことがあるのかなと思ひまして、その他で、ちょっと今回提案させていただいたという形であります。

今後、いろいろな場面で遭遇するとは思いますが、その辺はその条例等がありますので、皆さん情報共有して、また役所だけではなく、学校だけではなく、地域の方とかいろいろな方の情報

も交換しながら、子供は宝とうたっていますので、それを守るためには、大人が何かできなくちゃいけないのかなと思うので、その辺を協力していきたいと思います。よろしくお願いします。

○井上教育長 ほかにございますか。

それでは、3点目に入ります。

白井第二小学校における学童保育と放課後子ども教室の今後の連携についてということです。

○石戸生涯学習課長 白井第二小学校における学童保育と放課後子ども教室の連携についてということなのですが、実際には学童が始まるのは4月以降で、今は準備期間ということです。小林委員から、早目に学童の業者さんと打ち合わせを進めて準備していただきたいと御意見をいただいております。2月に第二小学校の学童の業者も決まりまして、早速2月21日に、生涯学習課と学童保育を担当している子育て支援課と、それから新しくこの学童保育を受託する業者で打ち合わせを行いました。

そちらをもとにしながら、昨日、第2回子どもプラン推進委員会を開催いたしまして、第二小学校における学童と放課後子ども教室の連携について、議案とさせていただきます。

皆さんは、学童と放課後子ども教室の一体化という言葉が非常に先行しておりますので、全く同じようなレベルでできると考えられているところもあるのかなと、私もこういう会議で説明しているときにそう思いますし、実際に学童とか放課後子ども教室にかかわっている委員さんたちからもその声が出てきます。

一体化という言葉が先行しているのですけれども、基本は連携で一体型というような呼び方で、一体化ではなく一体型という形です。それは学童放課後児童クラブと、放課後子ども教室の性質が全く違うということをはなかなか理解いただけないということもありまして、実際に学童の指導員さんたちからもそれを理解してほしいという意見がありまして、あくまでも学童放課後児童クラブというのは生活の場であって、家庭環境とか個人情報とかいろいろな配慮を伴って、指導員もそれなりに責任を持ってやらなきゃいけない部分があります。

放課後子ども教室はどちらかというと、子供たちへの居場所づくりという側面がありますので、そこで少し大きな差があるということで、打ち合わせとか推進委員会の話の中でも出てくるのは、その辺の違いを認識してほしいということでした。

どうしても話としては、連携となるとソフト的なものが、内容どんなことをやるのだろうという話になりますけれども、決めていかなきゃいけないのは、基本的な事項があって、例えば個人情報の扱い方とか、それから子供たちをどうやって受け渡しをするか、それから保険、事故が起こった場合どうするかとか、そういったところをまず決めて、一体型の連携のモデルをつくっていくというのが基本的なことになるのじゃないかなと、いろいろな意見を伺っている中ではそういう印象を受けました。まずそこを決めて、それから学校の児童数と、それから協力していただける地域協力者の数とかもかかわって、それぞれの学校でできることは同じではないので、二小でやったことをそのまま全部同じように適用するわけではなく、あくまでもそこで基本的なこと決めて、それを基本としながら、それぞれ学校に合わせた形で展開していくような形になるのじゃないかなと見ております。

実際には、4月から具体的に、定期的に話し合いながら、試験的に放課後子ども教室で学童の子たちを受け入れながら、時間的には5時までという形で受け入れながら試行錯誤していくことになると思います。

これについては、その都度どうなったかという形で定期的に報告させていただきたいと思います。現段階では以上であります。

○井上教育長 いかがですか。

○小林委員 連携ということについては、第二小に限らず、最近言われてきていると思うのです。特に第二小は新しく学童ができるということで、そのときこそ逆にチャンスじゃないかなと、そう思ったものからです。

テレビでも、連携した活動を具体例を放映していたのです。ですから、横断的に考えるというそういうことを打ち出しているのです。管轄の違いというのはわかるのですけれども、がちり学童ができちゃってからだ、またそこから調整というと逆に難しいかなと思うので、始めるときにある程度柔軟にそこを考えて、白井独自というか、そういう形になっていいと思うのですけれども。何かそんなふうに進めていってもらえたらいいなと。

特に第二小については、特認校にして、さらに市長さんも力を入れてくださるということをおっしゃられていましたので、ぜひ強力に進めていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○井上教育長 いかがですか。生涯学習課長としては、慎重にお答えだったと思いますけれども。今の強くというのはいかがですか。

○石戸生涯学習課長 例えば、テレビを取り入れるかどうかというのは、連携の話を進める中ではなく、実際に現場の人たちが感じているのは、ソフトありきではなくて、基本的にどこまでしなきゃいけない、どこを見なきゃいけないかということで、学童の指導員さんたちは、すごく不安に思っているのです。

逆に言うと、放課後子ども教室のほうが、のほほんとしてみえるかもしれないのですけれども。ある程度子供たちの生活に関して、責任を持って見なきゃいけないので、例えば、放課後子ども教室に子供を行かせているときとか、それから帰ってくるときとか、行ったときに自分たちが放課後子ども教室を手伝わなきゃいけないのかとか、その辺非常に不安に感じているみたいです。

放課後子ども教室をやっている推進委員さんの中に、船橋で実際に放課後子ども教室のコーディネーターをやっている委員さんがいらっしゃいまして、その方からも意見が出たのですけれども、第二小の放課後子ども教室を知ってびっくりしたと。なぜかという、船橋はただ見ているだけで、何もしていないそうです。こんなに子供たちが楽しく過ごしている様子をビデオで見て、こんなに手間ひまかけていろいろなことをやってくれて、子供たちにとっては非常にいい子ども教室でうらやましいと言っていました。ただ、船橋のような大きなところでは絶対できないところがあり、学校によって、できることできないことがあります。どちらかという、第二小学校は子供たちが少ないので、いろいろなことをできてしまいます。今の連携の話の中でいいますと、基本的には、子供たちの扱いのことが一番問題になっていて、現場の指導員さんとかそういう方たちが、どうなるのだろうと心配しています。そこをやっぱり決めてほしいというか、全体的な方針として決めてほしいという話になっています。

今はその事業者さんと、担当課、子育て支援課だけですけれども、今月下旬に、今度は第二小のコーディネーターさんも含めて話し合いさせていただきたいと思います。いきなりいろいろなことを例えばテレビを使ってという形までは、まず行かないとは思いますが。ただ、可能性としては、二小に関しては、いろいろなことができる可能性はございます。以上です。

○小林委員 いろいろなソフトとか機材とかそういうものというか、それは多分、具体的に専門的な立場から進めていくべきものだと思うのです。私が言ったのは、目標をここに置いて、そこに向かって進んで行ってほしいという。これがあってこれで、最後うまくいかないというのじゃなくて、ここで連携してやる方法を一つ考えようという、そこに目標を置いて、そこに向かって紆余曲折しながら進んで行ってほしいというか、そういうようなやり方があっていいんじゃないかなとは思っています。それが第二小の場合は人数が少ないということもあるし、今言ったように、放課後子どもプランなんか充実していますので、チャンスじゃないかと思っておりますので、よろしくお願いします。

○石戸生涯学習課長 基本的には、連携する場合に必要なことはどういう取り決めをして、どうやってやらなきゃいけないかと決めながら、それに関しては、市内で今後、そういう連携をやる場合のモデルにすると。

子ども教室に関しては、基本的に、現在行われている子ども教室を基本にしながら、連携しながらいろいろな展開を考えていくという形になると思います。

そういった意味では、目標はやっぱり連携の基本を第二小での試行錯誤で固めていくという形になると思います。

○井上教育長 ぜひスタートダッシュを決めてほしいということだと思いますので、いつかじゃなく最初からやるということをお願いしたいなと思います。

ほかにいかがですか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○井上教育長 それでは、事前にいただきました3点につきまして、終わりたいと思います。

それでは、その他につきましてありますでしょうか。

それでは、これをもちまして、本日の会議を終了いたします。

次回は、臨時会が3月19日火曜日、午後からとなっております。以上でございます。本日はお疲れさまでした。

午後4時30分 閉 会